

「soundtope」利用規約

soundtope 利用規約(以下「本規約」という)は、株式会社 cotton(以下「甲」という)と甲が著作権を有する音楽や環境音を自動で生成するソフトウェア「soundtope」(以下「soundtope」という)の使用を申込み者(以下「乙」という)との間で適用される。

第1条(契約の成立)

- 1 本規約は、soundtope の使用条件及び soundtope の利用に関する甲乙間の権利義務関係を定めることを目的とし、甲乙間の soundtope の利用に関わるすべての事項に適用される。
- 2 乙は、本規約に定める条件を承諾したうえで、別途甲が定める申込書(以下「本申込書」という)により soundtope の使用を申込みものとする。
- 3 乙は、前項に定める申込の際に、(i) 真実かつ正確な情報を申告すること、及び(ii) 申込を行う者が申込者として本契約(次項に定義する)を締結する権限を有することを保証する。
- 4 第1項に定める申込を受け、甲がその任意の判断により、承諾の意思表示することをもって、甲と乙の間に本規約を契約条件とする soundtope 利用契約(以下「本契約」という)が成立する。

第2条(使用权の許諾)

- 1 甲は、乙に対して、本契約に基づき、soundtope の日本国内における非独占的で譲渡不能な使用权を許諾する。
- 2 乙は、甲に対して、前項の対価として、本申込書において定める金員を支払う。

第3条(使用目的)

- 1 乙は、本申込書において定める使用目的(以下「本目的」という)でのみ soundtope を使用することができ、本目的以外に soundtope を使用してはならない。
- 2 乙は、第三者に対し、soundtope の使用を許諾する権利を有しないものとする。但し、甲が予め書面で同意した場合に限り、本目的の範囲内で soundtope を第三者に使用させることができる。

3 前項の規定により soundtope を第三者に使用させる場合、乙は、当該第三者に対して、本契約において乙が負う義務と同等の義務を負わせることとし、当該第三者による soundtope の使用について一切の責任を負うものとする。

第4条(データの提供)

乙は、第3条第2項但書の定めに基づき soundtope を第三者に使用させる場合、甲の求めに応じ、本申込書において定める当該第三者に関するデータ(個人情報の保護に関する法律にいう個人情報を除く)を甲に提供するものとする。

第5条(禁止事項)

乙は、soundtope に関し、本契約によって認められている場合を除き、甲の事前の同意なくして以下に掲げることをすることはできないものとする。

- (1) 本契約に定められた条件以外で soundtope の全部または一部を複製すること
- (2) soundtope の全部または一部を改変・翻案すること
- (3) soundtope のトレース、デバッグ、逆アセンブル、デコンパイル、その他の手段により、soundtope の構造・機能・処理方法等を解析し、または、soundtope のソースコードを得ようとする事
- (4) soundtope の全部または一部を、他のソフトウェアの一部に組み込み、または他のソフトウェアの全部または一部を、soundtope の一部に組み込むこと
- (5) soundtope の知的財産権表示を削除・改変すること
- (6) 有償、無償を問わず、soundtope を第三者に譲渡、転貸若しくは占有の移転をすること
- (7) soundtope で生成された楽曲の二次利用
- (8) 甲または第三者の商標権、著作権、プライバシーその他の権利を侵害する行為、又は迷惑、不利益もしくは損害等それらのおそれのある行為
- (9) 公序良俗に反する行為、その他法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置等に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (10) 反社会的勢力等である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与をする行為
- (11) その他、本契約で明示的に許諾された範囲を超えて soundtope を使用すること

第6条(監査)

- 1 甲は、事前に書面により乙に通知することを条件に、本契約に定められた乙の義務が遵守されているかを確認するため、甲または甲から委託を受けた第三者により、乙における soundtope の使用状況等に関する監査を行うことができるものとし、乙はこれに協力する。
- 2 前項の監査に係る費用は、監査の結果、甲が、乙において本契約に定められた乙の義務に違反する事実が存在すると認めた場合を除き、甲が負担する。

第7条(免責等)

1 甲は、以下の各号に規定に該当する場合、名目の如何を問わず、乙に発生した損害について賠償する責任を負わないものとし、soundtope に発生する不具合を修正等する義務を負わないものとする。

- (1) 乙が別紙に定める動産環境以外の環境で soundtope 使用した場合
- (2) 乙が soundtope を社会通念上不適切な方法により使用した場合
- (3) 乙において本契約に定められた乙の義務に違反する事由がある場合
- (4) 甲以外の第三者の制作によるハードウェア、ソフトウェア及び通信環境(いずれも別紙記載の動作環境に記載されたものを含む)に関する、不具合、アップデート等の変更、相性問題により、soundtope に不具合が発生した場合
- (5) soundtope の保守・修正・改修等により soundtope の使用を中止・停止する場合
- (6) 第三者の行為(コンピュータウィルスの感染、不正アクセス等を含むがこれに限られない)に起因して損害が発生した場合
- (7) 甲に帰責性がない場合
- (8) その他上記各号に準ずる場合

2 前項の定めにかかわらず、甲が損害賠償を負う場合には、乙から支払いを受けた第2条第2項に定める対価の額を上限として、乙に直接かつ現実に生じた損害を賠償するものとし、甲の責めに帰すことができない事由により生じた損害及び特別の事情により生じた損害(甲の予見の有無を問わない)については、損害賠償の責任を負わないものとする。

第8条(権利の帰属)

1 soundtope 及び soundtope により生成した楽曲の著作権(著作権法第27条及び同法第28条を含む)、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他一切の知的財産権は、甲に帰属するものとし、本契約により乙に譲渡されない。

2 soundtope の所有権は、甲に帰属する。

3 soundtope を使用して生成した楽曲について、甲は、乙に対し、本目的の範囲内でのみ使用を許諾する。ただし、本目的の範囲内であったとしても、乙は、当該楽曲の再配布や販売はできないものとする。

第9条(秘密保持)

1 甲及び乙は、本契約の遂行により知り得た相手方の技術上または営業上その他事業上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示または漏洩してはならないものとする。ただし、情報を受領した者は、自己または関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士または税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、自らが負う秘密保持義務と同等の義務を負わせることを条件に、情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができる。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。

- ①開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
- ②開示を受けた際、既に公知となっている情報
- ③開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
- ④正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- ⑤相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報

3 本条の規定は、本契約終了後も5年間、引き続き効力を有する。

第10条(契約期間)

本契約の有効期間は、本申込書において定めるものとする。

第11条(契約解除)

1 乙が次の各号のいずれか一つに該当したときは、甲は、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に定める条項に違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず14日以内に当該違反が是正されないとき
- (2) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき
- (3) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形若しくは小切手が不渡りとなったとき

- (4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、または自ら申立てを行ったとき若しくは私的整理を開始したとき
- (6) 解散、会社分割、事業譲渡または合併の決議をしたとき
- (7) 資産または信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき
- (8) その他、前各号に準じる事由が生じたとき

2 前項の場合、乙は、甲に対して負担する一切の債務について、その期限の利益を喪失するものとする。

第12条(反社会的勢力の排除)

1 甲及び乙は、相手方に対し、自らが①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という)に該当しないこと、及び②資本関係、人的関係または取引関係等に照らして、反社会的勢力と密接な関連性を有していないことを表明し保証し、かつ将来にわたってもこれらに該当しないことを確約する。

2 甲及び乙は、相手方に対し、自らまたは第三者をして以下の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて他の当事者の信用を毀損し、または他の当事者の事業を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、第1項において相手方が行った表明保証が真実に反しまたは正確でない場合、または相手方が第1項または前項の義務に違反した場合、何らの通知催告なく本契約を解除することができる。

4 前項に基づき本契約の解除を受けた当事者は、解除により自らに生じた損害について一切の請求を行わないものとし、かつ、解除により相手方に生じた損害を賠償する。

第13条(契約終了後の措置)

本契約が終了したときは、事由のいかんを問わず、乙は soundtope の使用を中止しなければならない。

第14条(本規約の変更)

1 甲が必要と判断した場合には、本規約を変更することができるものとする。この場合、甲は、甲のウェブサイトへの掲載、個別の通知、その他の適切な方法にて、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生日を周知するものとする。

2 乙は、soundtope を利用する際には、甲のウェブサイト上に掲載されている最新の本規約を確認するものとする。

3 乙は、本規約に同意しない場合には soundtope を利用することはできず、乙が soundtope を利用した時点で本規約に異議なく同意したものとする。

第15条(権利義務の譲渡禁止)

乙は、甲の書面による承諾がない限り、本契約により生じた契約上の地位を移転し、または本契約により生じた自己の権利義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し、若しくは第三者の担保に供してはならない。

第16条(誠実協議)

本規約に定めのない事項及び本規約の解釈につき相違のある事項については、本規約の趣旨に従い、両当事者間で誠実に協議の上、これを解決するものとする。

第17条(準拠法及び管轄裁判所)

本規約の成立、効力発生、解釈にあたっては日本法を準拠法とし、本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2022年5月26日 制定

別紙 動作環境

【パソコンの場合】

- 推奨ハードウェア

Geekbench 5 による計測で Single-Core Score が 700 ポイント以上である機種
オーディオ出力機能を持つこと

- 推奨 OS

Mac OS X 10.15 以降

Windows 10 以降

- 推奨ブラウザ

Google Chrome 100 以降

Safari 13.0 以降 (Mac)

Microsoft Edge 100 以降 (Windows)

【スマートフォン/タブレットの場合】

- 推奨ハードウェア

AnTuTu (バージョン 9) による計測で 100,000 ポイント以上のスコアである機種

- 推奨 OS

Android 10 以降

iOS 13.0 以降

- 推奨ブラウザ

Chrome 100 以降 (Android)

Safari 13.0 以降 (iOS)